

決 定 書

埼玉県川口市大字里936番地1
シャルマンコーポ鳩ヶ谷413号

異議申出人 津村 大作

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年3月17日付けで提起された同年3月8日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第2区 川口市）（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

用 語

本決定で使用する用語は、次のとおりとする。

用語	内容
当選人	本件選挙の当選人である古川 圭吾
A宅	当選人が令和7年9月30日に下記B建物に転入するまで住民登録をしていた住宅（埼玉県八潮市内）
B建物	当選人がA宅から令和7年9月30日に転入し、同年10月2日まで住民登録をしていた建物（東京都新宿区内）
C室	当選人がB建物から令和7年10月3日に転入し、本件選挙の期日である令和8年3月8日に至るまで住民登録をしているアパート（埼玉県川口市内）
本件対象期間	令和7年12月8日から本件選挙の期日である令和8年3月8日まで

本件異議申出の趣旨及び理由

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人の当選は、無効とするとの決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件異議申出の理由を要約すると、次のとおりである。

当選人の居住実態が埼玉県内にはなく、県外に居住しながら選挙活動を行っていることを、複数の市民から証言を得ている。

申出人は、当選人が川口市朝日地区に住んでいるとしながら、選挙期間中、JR川口駅東口の改札から出てくるところを、川口市議会議員補欠選挙（以下「市議補選」という。）時に目撃している。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項は、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定し、同条第3項は、日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定している。

また、法第10条第1項第3号は、都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有すると規定している。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件として、本件選挙の期日である令和8年3月8日まで「埼玉県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き埼玉県の区域内に住所を有していること」（以下「住所要件」という。）を満たしているか否かという点にある。

具体的には、当選人の埼玉県内の住所として考えられるA宅（八潮市内）又はC室（川口市内）において当選人が本件選挙の期日である令和8年3月8日まで引き続き3か月以上住所を有していたか否か、又は、A宅を通じて八潮市内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後もB建物に住所を有することなく、引き続きC室に令和8年3月8日まで住所を有していたか否かが争点である。

決定の理由

当委員会は、本件異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理した。

当選人には、法第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第6

8号)第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件異議申出への参加を求めるとともに、本件異議申出に対する意見書を徴した。

なお、申出人に対して意見書に対する反論書の提出を求めたところ、申出人からは、令和8年4月12日付けで、当選人が提出した意見書への反論として「意見書」の提出があった。

また、申出人に対して口頭意見陳述を希望するか否かについて確認したところ、希望しない旨の回答があった。

さらに、申出人及び当選人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、当委員会職員が現地調査を行った上で当選人に対して事情を聴取した。

加えて、令和8年5月20日、法第216条第1項で準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき、当委員会による当選人への審尋を職権で行ったほか、同法第33条の規定に基づき、本件審理に係る機関等(別紙「証拠物件提供者一覧」「証拠物件等一覧」)に証拠物件の提出を求めるなど慎重に審理した。

第1 申出人及び当選人の主張

申出人及び当選人が提出した書面や証拠物件による主張を要約すると、次のとおりである。

1 申出人の主張

当選人の居住実態が埼玉県内にはなく、県外に居住しながら選挙活動を行っていることを、複数の市民から証言を得ている。

当選人が川口市朝日地区に住んでいるのであれば、市議補選の期間中、JR川口駅東口の改札から出てくることは不自然である。川口市朝日地区からJR川口駅までは路線バスを利用する方が便利であり、一般的にはずである。

なお、当委員会は申出人に対し、関係する証拠物件等の提出を求めたところ、申出人から令和8年4月12日付けで、前述の「意見書」及び証拠物件の提出があった。

2 当選人の主張

本件異議申出の参加人である当選人が提出した意見書及び証拠物件並びに当委員会職員の聴取及び当委員会が職権で行った審尋による当選人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 生活の本拠について

令和9年5月1日に任期満了の川口市議会議員一般選挙に出馬するため、令和7年10月3日に転入届を提出し、川口市朝日地内のC室に住民登録をしたことは事実である。C室に寝泊りするのは、せいぜい一週間に1日か2日ほどであり、それ以外は、八潮市内のA宅で寝泊りしている。居住の実態はC室にもあると思

うが、生活の本拠はどちらにあるかと聞かれれば、明確にA宅にあるといえる。

八潮市内に義父名義の一軒家があり、A宅は義父母の住む母屋の隣に建てられ、そこで妻と同居しているが、義父は介護が必要で、義母は少し認知症を患っているため、なるべく近くに誰かが居るようにしなければならないことから、C室とA宅とを行き来しているという事情がある。

令和8年6月頃に妻は仕事を辞める予定で、義父母の介護に専念してもらい、その頃位から一人で、川口市内で生活しようと考えていた。

(2) 申出人の主張について

申出人の主張する、選挙期間中、当選人がJR川口駅東口の改札から出てくるところを、市議補選時に目撃しているとの証言は、虚偽である。

申出人が目撃したという、川口市長選挙に便乗して行われた市議補選期間中の令和8年1月25日から同年2月1日までの間、当選人は自動車川口駅の近くまで来ているので、一度もJR川口駅の改札を利用したことがない。

申出人が証拠として本件異議申出の際に提出している「古川陣営のボランティアスタッフの方の証言が書かれた写真」は、全くの虚偽で、それらスタッフは、一度も当選人の選挙を手伝ったことはなく、古川陣営のボランティアスタッフではない。

(3) A宅からB建物に住民登録を異動した経緯等について

元々は令和9年5月1日任期満了の川口市議会議員一般選挙に出馬するため、A宅から令和7年9月30日付けでB建物に住民登録を異動し、さらに、同年10月3日に転入届を提出し、川口市朝日地内のC室に住民登録をしたが、一旦A宅からB建物に住民登録を異動した理由は、自身の政治信条や主張に反対の人達にA宅を知られてしまうと、(当選人自身の政治思想や言動から) 家族も攻撃されかねないためである。当選人自身だけなら構わないが、家族に累が及ぶのはどうしても避けたかったので、A宅の存在が知られないよう、一旦B建物に住民登録を異動し、その後C室に住民登録を異動したというのが経緯である。

B建物は、かつて当選人が代表取締役を務める会社(以下「会社」という。)の本店が所在した場所であって、居住したことはなく、当該会社の本店は、現在は別の場所に移転している。

以上のことから、申出人の主張に理由はなく、当選人の居住の実態は一貫して「埼玉県」にあることは間違いない。

なお、現在選挙に立候補するに当たっては、住所の詳細まで明らかにする必要はなく、候補者が希望すれば、選挙管理委員会による公表事項は、例えば、「八潮市」までで留められている。このことについて、当選人に対して知っていたか否

かについて、令和8年5月20日に当委員会が職権で行った審尋において質問したところ、当選人は知らなかった旨を回答している。

第2 当委員会の判断

1 住所認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決参照）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決参照）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決参照）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決参照）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、本件対象期間において当選人が本件選挙の被選挙権の要件である住所要件を満たしていたか否かについて判断する。

2 A宅について

(1) 申出人の主張

申出人からA宅について、何ら主張はなく、当選人の居住の実態を否定する証拠物件の提出もなかった。

(2) 当選人の主張

A宅は、当選人が令和7年9月30日にB建物に転入するまで住民登録をしていた埼玉県八潮市内の住宅である。A宅は義父母の住む母屋の隣に建てられ、現在も妻と同居中である。義父は介護が必要で、義母は少し認知症を患っているた

め、川口市朝日地内のC室と行き来はしているものの、令和7年10月にC室を賃借してからも一週間に4、5日ほどはA宅で寝泊りしていることから、居住の実態はC室にもあるとは考えているが、生活の本拠はいずれかにあるかと問われれば、明確にA宅にあるといえる。

なお、夕食は、A宅で摂ることが大半で、それ以外は外食かコンビニエンスストアで買って食べている。朝食は、ほとんどがA宅で済ませている。

(3) 当委員会が認定した事実

当選人が当委員会に提出した証拠書類並びに当委員会職員による現地調査及び当委員会職員による当選人への聴取、当委員会による審尋の結果から、次の事実を認定した。

ア 住民票及び戸籍の附票の異動状況

当選人は、令和7年9月30日にA宅からB建物に転入し、さらに、令和7年10月3日、B建物からC室に転入する旨の届出を行って以降、本件選挙の期日である令和8年3月8日に至るまで当選人の住所は、川口市朝日地内のC室に住民登録がされている（証拠No.26、28）。

イ マイナンバーカードにおける住所変更の記録

当選人は、令和5年7月31日に新宿区内からA宅に転入し、令和7年10月1日にA宅からB建物に転入した旨がマイナンバーカードに記録されている（証拠No.5）。

ウ 運転免許証上の住所

令和7年3月11日に運転免許証を更新したが、現在に至るまで当選人は住所変更の手続きをしておらず、運転免許証に記載された住所は、A宅のままである（証拠No.6）。

エ 商業登記簿の登記記録

当選人は、令和5年8月4日に株式会社K-WORKERの代表取締役就任しており、その住所としてA宅が登記されている（証拠No.29）。

オ 納税上の住所

令和7年分の給与所得に対する源泉徴収簿における当選人の住所欄には、A宅が記載されている（証拠No.46）。

なお、社会保険料等は、当選人の給与等から徴収されている。

カ 生活の状況について

(ア) 当選人には婚姻中の妻がおり、その妻の住所はA宅にあり、当選人とA宅で同居している（証拠No.27、30）。

(イ) A宅の建物は、木造平屋建ての2LDKであり、その床面積は、55.06㎡である（証拠No.32）。

A宅の固定資産税・都市計画税に係る納税通知書は、義父宛である（証拠No.32）。

なお、A宅と同じ番地には、当選人の義父名義の建物（母屋）が登記されている（証拠No.31）。

(ウ) 当選人は、郵便局に郵便物の転送届をしておらず、当選人宛の郵便物は、A宅に届いている（証拠No.41～44）。

また、本件対象期間中に当選人がクレジットカードを利用して注文した商品も同様にA宅に届いている（証拠No.20）。

(エ) 当選人は、A宅で新聞購読契約をしておらず、A宅の当選人の部屋にはテレビが設置されていないことから、NHKとの受信契約もしていない。

(オ) 当選人が使用している自動車は会社名義であり、その保管場所は東京都内であるが、普段はA宅のある義父名義の敷地内に駐車している（証拠No.50）。

当選人が提出した証拠書類により、本件対象期間中のETCの利用状況について、次の事実が認められる（証拠No.23）。

利用期間	利用日数	うちA宅周辺のインターで降りた日数
令和7年12月13日～27日	12日	10日
令和8年1月6日～31日	24日	23日
令和8年2月1日～28日	20日	19日
令和8年3月1日～8日	8日	8日

本件対象期間中に当選人がETCを利用した64日のうち60日は、A宅の周辺である首都高速道路の八潮、八潮南又は新郷及び東京外環自動車道の外環三郷西の各インターで降りており、その時刻は20時から23時台に集中している。

また、次にE T Cを利用する際には、A宅周辺のインターから首都高速道路又は東京外環自動車道に入っており、その時刻は午前中が多くを占めている。

(カ) A宅における水道の使用状況

水道については、使用者（契約者）は当選人の義父となっており、また、A宅及び義父母が居住している母屋を含む物件全体の水道を一括して管理しているとのことであるが、当選人が提出した証拠物件からA宅における使用状況については、次の事実が認められる（証拠No.59）。

なお、契約している八潮市水道部に確認したところ、A宅のある地区の検針日は検針月の10日前後であるとの回答であったため、使用期間は検針月の前々月10日から検針月10日までと仮定している。

使用期間	使用量
令和7年 9月10日 ～ 11月10日	13 m ³
令和7年11月10日 ～ 令和8年1月10日	13 m ³
令和8年 1月10日 ～ 3月10日	15 m ³

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1か月当たりの平均使用水量は二人世帯が14.9 m³（2か月当たりに換算すると約29.8 m³）である。

令和7年9月から令和8年3月の使用量は、全て二人世帯の平均を下回っている。

(キ) A宅における電気の使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、使用者（契約者）は当選人の妻である（証拠No.33～40）。

使用期間	使用量 (kWh)	前年同期間	前年使用量 (kWh)	増減 (※) (kWh)
令和7年 7月	186	令和6年 7月	218	-32
令和7年 8月	231	令和6年 8月	292	-61
令和7年 9月	206	令和6年 9月	262	-56
令和7年10月	134	令和6年10月	135	-1
令和7年11月	135	令和6年11月	132	+3

令和7年12月	160	令和6年12月	155	+5
令和8年1月	201	令和7年1月	193	+8
令和8年2月	193	令和7年2月	169	+24

※「増減」欄は、使用量について前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の家庭のエネルギー消費動向実態調査（平成26年度）によると、戸建住宅の1か月当たりの平均電気使用量は、二人世帯が331kWhである。

令和7年7月から令和8年2月の使用量は、全て二人世帯の平均を下回っている。

前年同期間との比較では、特に、令和8年2月の使用量が増加している。

(ク) A宅におけるガスの使用状況

当選人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。なお、契約しているガス会社に確認したところ、A宅のある地区の検針日は毎月7日前後であるとの回答であったため、使用期間は検針月の前月7日から検針月7日までと仮定している。また、使用者（契約者）は当選人の妻である（証拠No.33～40）。

検針月 (使用期間)	使用量 (m ³)	前年同期間	前年使用 量 (m ³)	増減 (※) (m ³)
令和7年8月 (令和7年7月7日 ～ 8月7日)	1.9	令和6年8月 (令和6年7月7日 ～ 8月7日)	1.8	+0.1
令和7年9月 (令和7年8月7日 ～ 9月7日)	1.2	令和6年9月 (令和6年8月7日 ～ 9月7日)	1.6	-0.4
令和7年10月 (令和7年9月7日 ～ 10月7日)	1.8	令和6年10月 (令和6年9月7日 ～ 10月7日)	2.2	-0.4
令和7年11月 (令和7年10月7日 ～ 11月7日)	5.4	令和6年11月 (令和6年10月7日 ～ 11月7日)	5.6	-0.2
令和7年12月 (令和7年11月7日	7.2	令和6年12月 (令和6年11月7日	8.8	-1.6

～ 12月7日)		～ 12月7日)		
令和8年1月 (令和7年12月7日 ～令和8年1月7日)	9. 1	令和7年1月 (令和6年12月7日 ～令和7年1月7日)	10. 4	-1. 3
令和8年2月 (令和8年1月7日 ～ 2月7日)	10. 3	令和7年2月 (令和7年1月7日 ～ 2月7日)	8. 0	+2. 3
令和8年3月 (令和8年2月7日 ～ 3月7日)	9. 0	令和7年3月 (令和7年2月7日 ～ 3月7日)	10. 0	-1. 0

※「増減」欄は、使用量について前年同月の使用量と比較している。

東京都環境局の家庭のエネルギー消費動向実態調査（平成26年度）によると、戸建住宅の1か月当たりの平均ガス（都市ガス）使用量は、二人世帯が37 m³である。

令和7年7月から令和8年2月の使用量は、全て二人世帯の平均を下回っている。

前年同期間と比較すると、令和8年2月の使用量が増加している以外は、本件対象期間中の使用量は若干ではあるが減少している。

なお、A宅においては、都市ガスではなくLPガスを使用しているが、LPガスは、同じ体積で都市ガスの2倍以上の熱を出すことができるため、上記の戸建住宅の1か月当たりの平均ガス使用量（都市ガスを使用）と単純に比較することはできないことに留意する必要がある。

(ケ) 現地調査におけるA宅の状況

令和8年4月21日、当委員会職員が現地調査を行ったところ、次の状況を確認した。

- ・ 当選人が使用している会社名義の自動車がA宅の敷地内に駐車していた（証拠No.50）。
- ・ A宅は2LDKの平屋建てで、当選人と妻の部屋がそれぞれ配置されており、当選人の部屋には、スーツ等がハンガーに掛けられ、ベッド、机、本棚、パソコン、プリンター等が設置され、その他の荷物も多くあった（証拠No.51）。
- ・ A宅には冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、エアコン等生活に必要な家電製品が一通り設置され、多くの備品等も置かれていた（証拠No.51）。

- ・ インターネット接続には、モバイルW i - F i を利用している（証拠No.5 2）ため、光回線等の契約はしていない。なお、モバイルW i - F i は会社名義で契約している。

（4）当委員会の判断

当選人が提出した運転免許証の写し、商業登記簿の登記記録、令和7年分の給与所得に対する源泉徴収簿の写し、E T Cの利用記録などの書類は、本件対象期間中、当選人が八潮市（A宅）に居住していたことの証拠になるとともに、A宅への商品や郵便物の当選人宛の配送、配達状況も確認できる。また、A宅における水道、電気及びガスの使用量は二人世帯の平均使用量を下回ってはいるものの、その使用実績が認められる。

特に、E T Cの利用記録は、当選人が本件対象期間のうち大半をA宅で寝泊りしていた事実を裏付けている。

さらに、現時点において把握し得る資料、当委員会職員による現地調査及び当選人への聴取結果等によって客観的に総合判断する限り、当選人が本件対象期間中、八潮市内のA宅において生活の本拠を有していたとすることに矛盾はないものと認められる。

3 B建物について

（1）申出人の主張

申出人からB建物について、何ら主張はなく、当選人の居住の実態を示す証拠物件の提出もなかった。

（2）当選人の主張

前述のとおり、自身の政治信条や主張に反対の人達にA宅の存在が知られないよう、一旦B建物に住居登録を異動したというのが経緯である。

B建物は、東京都新宿区内の雑居ビルであり、その7階に会社の本店があったが、台所、風呂、シャワー等は設置されていないため、居住できる場所ではない。

（3）当委員会が認定した事実

令和8年4月23日、当委員会職員が現地調査を行ったところ、B建物は、東京都新宿区内の雑居ビルであって、居住用の建物ではないことを確認した（証拠No.53）。

（4）当委員会の判断

当委員会職員による当選人への聴取及び現地調査によって、B建物は居住で

きる場所ではなく、当選人の主張が裏付けられたことから、当選人のB建物における居住の実態は認められない。

4 C室について

(1) 申出人の主張

当選人の居住実態が県内にはなく、県外に居住しながら選挙活動を行っていた。

(2) 当選人の主張

日本大和党の代表者であり、現在、戸田市議会議員である河合悠祐と知り合ったことが契機となり、令和9年5月1日任期満了の川口市議会議員一般選挙に出馬するため、令和7年10月3日に転入届を提出し、川口市朝日地内のC室に住民登録をした。

令和8年2月1日執行の川口市長選挙には、元々別の候補者が日本大和党から立候補する予定であったが、当該立候補予定者が出馬を辞退したため、河合悠祐から同選挙の出馬を打診され、自身が立候補することになった。

また、本件選挙についても、河合悠祐から出馬を打診され、立候補することになった。当選できるとは思っていなかったが、出馬することで、いわゆる外国人問題に一石を投じられればそれでいいと考えていた。

C室は、政治活動用の事務所としても使用していたが、1Kと手狭なため、日中はほとんど滞在したことはない。

なお、令和8年5月20日に当委員会が職権で行った審尋において、C室での生活の状況について質問したところ、当選人からは、「転入時からC室に寝泊りするの、一週間に1、2日ほどあり、それ以外は、八潮市内のA宅で寝泊りしている。食器類や調理道具は置いておらず、コンビニエンスストアで買った物を食べたことがあるくらいで、C室で食事を摂ったことはほとんどない。また、衣類や下着も置いておらず、そもそも洗濯機もないため、洗濯はA宅でしている。入浴についても、せいぜいシャワーを浴びたことがある程度」との回答があった。

また、同日の審尋において、A宅やC室に居ない時は、どこで何をしていたかとの質問に対し、当選人からは、「平日は朝と夕方に川口駅前などでチラシを配布するなどの政治活動を行っていた。朝に駅立ちして夕方までの間は、A宅やC室には戻らず、近くのファミリーレストランで事務作業などをしていた。政治活動や選挙運動で駅立ちをする場合でも、A宅から自動車で往復することが多かった。」旨の回答があった。

同日の審尋において、当委員会から、本件対象期間に当選人が記録した手帳やスマートフォン等のスケジュールのデータを提出することができるか否か質問したところ、令和8年5月25日に当選人から電子メールで当該データが提出さ

れた（証拠No.61）。

（3）当委員会が認定した事実

C室における居住の実態について、川口市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）を通じて住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条に基づく調査を同市市民課に依頼したところ、居住の実態はあると推察される旨の回答があった（証拠No.25）。

令和8年4月21日に当委員会職員がC室を訪れ、現地調査を行ったところ、表札はなく、郵便受けに郵便物は溜まっていなかった（証拠No.54）。

C室内には、ガスコンロ、冷蔵庫、エアコンが設置されており、布団も置かれていたものの、洗濯機は設置されていなかった（証拠No.55）。

室内は非常に狭く、政治活動用のビラや立札などが部屋の隅に置かれていた（証拠No.57）。

また、当選人への聴取を行ったところ、C室における生活の状況は、次のとおりである（証拠No.56）。

- ・ 電気、ガス及び水道は当選人自身が契約し、使用しているが、領収書等は捨ててしまい、3月分の上下水道と電気代の領収書しか残っていない。
- ・ 3月分の電気代の領収書には、電気使用量は記載されておらず、また、3月分（令和8年1月10日～3月10日）の水道使用量は、0 m³であった（証拠No.10）。
- ・ 出馬の準備をするため、令和7年の10月から居住しているが、A宅とC室を行き来しているため、C室に寝泊りしたのは、多くてもせいぜい一週間に1、2日ほどである。
- ・ 日中は政治活動や選挙運動をしていたため、C室にはおらず、C室で寝泊りする場合は、ほとんど睡眠をとるだけだった。
- ・ C室で食事をするのではなく、冷蔵庫の中も飲み物だけしか入れていない。
- ・ C室でほとんど入浴したことはなく、せいぜいシャワーを浴びる程度で、入浴は、ほとんどA宅に戻ってからしていた。
- ・ 洗濯機はなく、コインランドリーも利用しない。洗濯が必要になった時は、八潮市のA宅に持ち帰って洗濯している。
- ・ 現在、C室には郵便物を取りに行く時だけで、寝泊りはしていない。休日もA宅に居る。
- ・ C室は、1Kと手狭なため、令和8年5月19日に解約する予定であり、川口市内の1LDKの物件に住むため、同年4月21日付けで賃貸借契約を行い、近く転居する予定である。

(4) 当委員会の判断

前述の当委員会からの依頼に基づく調査について、川口市市民課は、当選人への聴取内容、郵便受けの状況、室内の状況及び上下水道契約状況から、「調査対象者は該当住所に居住の実態があると判断」し、令和8年3月31日にその旨を市委員会に回答している。

同市市民課による調査記録、当委員会職員による現地調査及び当選人への聴取結果等によって、本件対象期間中、当選人がC室に居住しようとする意思があったことは認められる。

しかし、これまで述べたように、当選人がC室に寝泊りする回数がA宅よりも明らかに少ないこと、家族との同居の有無、A宅内及びC室内の状況、電気、ガス及び水道の使用実績、住民登録を異動した経緯や近く川口市内の別の物件に転居する予定などを考慮すると、客観的にみてC室は、本件対象期間において、「生活の本拠」たる実体を備えていたとまでは言い難く、当選人にとっては、いわば政治活動等を行うための「事務所」ないし、せいぜい「一時的な居所」であるに過ぎないと評価することが妥当であり、かつ、合理的である。

なお、本件対象期間中、当選人は県外に居住したことはないと主張しており、申出人から県外における当選人の居住の実態を示す証拠物件の提出もなく、他に県外における当選人の居住の実態を示す証拠書類等も認められない。

第3 結論

以上から、本件対象期間における当選人の生活の本拠、すなわち住所は、八潮市内のA宅にあったものと認められ、本件選挙の被選挙権の要件である「埼玉県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き埼玉県の区域内に住所を有していること」を満たしていたと判断することが妥当である。

したがって、当選人は、本件選挙における被選挙権を有していると認められることから、本件対象期間において、当選人の居住の実態が県内にはなく、当選は無効である旨の申出人の主張は、理由がないというべきである。

よって、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年6月5日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委員 尾 前 健 三

委員 菅 克己
委員 西山 淳次